

ふれあい



発行所：鳥取県人権教育推進協議会（県人教）
〒680-0846 鳥取市扇町21 県立人権ひろば21ふらっと内
電話：0857（22）0578 FAX：0857（22）0593
発行者 岡崎 周治

第45回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会

「特別講座」を開催しました

9月25日（金）、とりぎん文化会館小ホールを会場にして、鳥取県人権教育推進協議会主催による、第45回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会「特別講座」（東部地区）を開催しました。当日は146名の参加者が熱心に講演にみっみを傾けました。この「特別講座」のテーマは「新型コロナウイルス感染症問題の偏見や差別から学ぶ」であり、新型コロナウイルス禍で起きている偏見や差別の事象がなぜ起きるのかを、医療の立場から、ハンセン病の歴史から、そして現在起きている数々の事例から考え、今後私たちはどう考えてどう行動していくべきなのかを学ぶ場として設定しました。



県人教便り171号では、3つの講演のうち、ハンセン病の歴史の視点からお話ししていただいた、内田博文さん（九州大学名誉教授）の講演の内容をお伝えします。

講演要旨

演題 「ハンセン病差別と新型コロナウイルス禍差別」

講師 九州大学名誉教授 内田博文さん

1 根強いハンセン病差別偏見

ハンセン病差別・偏見は今も当事者の「人間回復」にとって高い壁となっている。2001年5月11日の熊本地裁判決後もハンセン病差別・偏見に大きな変化は見られないとの「当事者の体感」は強いものがある。療養所の退所者も差別・偏見にさらされて今も生きている。全国退所者連絡会のヒヤリングで「ほとんどの回復者は身を沈めてひっそりと隠れて生活しているのが実態。」「療養所に再入所することを検討している。」等の声も聞かれた。

2 ハンセン病差別偏見を除去するための教育啓発の現状

再発防止検討会が療養所入所者自治会に実施したヒヤリングで次のような声が聞かれた。「疾病を理由とする差別、偏見の克服への取り組み状況は療養所の有無によって温度差がある。都道府県別の療養所への訪問見学者数も大きなばらつきがある。地域に関係なく取り組みを進めてほしい。」また、療養所所在地市町村の首長を対象にしたヒヤリングで、「療養所のない自治体では、ハンセン病そのものに対する関心が極めて薄いと言える。」「ハンセン病そのもの知らない若い人が非常に増えている。」等の答えがあった。



3 今も頻発しているコロナ差別

全国で唯一「感染者ゼロ」だった岩手県で、初めて確認された感染者が務める企業は、自社のHP（ホームページ）で従業員の陽性を発表した。その後この企業には電話が殺到したり、HPのサーバーが一時ダウンしたりした。ネット上では感染者を特定しようとする動きも見られ、知事が記者会見で、感染者へのバッシングが懸念されることについて「犯罪にあたる場合もある。」と表明。ある大学のラグビー部の寮でクラスターが発生し、謝罪を求める電話やメールが大学や市役所に寄せられた。部員以外の学生がバイト先で「やめてくれ」と言われた。

4 コロナ差別の要因

命とくらしに対する不安が人々を分裂と差別の行動に駆り立てている。社会の中に攻撃性が生まれている。「感染は本人のせい」と捉える傾向が日本では強い。ハンセン病と同様、菌、ウイルス＝感染者という誤った図式が拡大している。国および専門家も法的な基準ではなく「自粛」生活の基準を示すだけで、国民、市民はこの基準を自分なりに理解して生活するしかない。新型コロナウイルスは未解明な事が多いからかもしれないが、行き過ぎた「自粛」要請になるかもしれないこと、他人に「自粛」を強制する「他粛」は差別・人権侵害になるかもしれないという事も伝えるべきであった。



5 弱者に襲いかかるコロナ禍

熊本地震の際、障がい者が避難しようとしたところ、避難所には障がい者を受け入れる設備が全くなかったという事態が発生した。実効性の乏しい障害者差別解消法は「無き」に等しいものとなった。似たような状況がコロナ禍で多くのマイノリティ当事者に起こっている。生活困窮者の住環境も一層悪化している。視覚障がい者の生活訓練や通院は欠かせないが、感染防止のために同行支援者と2メートル離れて歩くことは不可能で、窮地に立たされている人もいとされる。聴覚障がい者は、相手がマスクをすると口話（口のかたち）を見ることができず、障壁となっている。

全国400万世帯にのぼるひとり親家庭にも影響が強く出ている。食べるものにも事欠いているとの悲鳴が寄せられている。社会的弱者は下支えのない無防備の状態に追いやられている。

6 ポスト・コロナの社会とは

現在日本では人権が医療、経済と並ぶ新型コロナ禍対策の柱とは認識されていない。これから私たちが作ろうとする国、社会はすべての人々の「命」「人間の尊厳」を守る国、社会でなくてはならない。国連の人権専門家は、新型コロナウイルスの流行への対応で緊急事態における権力行使が反対意見を押しさえるために使われるべきではないことを強調している。緊急事態を口実に基本的人権の尊重がさらに棚上げにされる危険性に注意する必要がある。

～お知らせ～

第35回人権啓発研究集会（主催：一般社団法人部落解放・人権研究所）は、2020年12月17日（木）、18日（金）、三重県津市で開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染流行の動向が予断を許さない状況であることをふまえて、**オンライン**（使用予定ツール：ZOOM）で実施されます。日程の変更はありません。

～県人教事務局移転のお知らせ～

- ◇県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）3階へ（隣の建物）
- ◇11月16日（月）移転
- ◇住所、電話番号、メールアドレス等は変わりません。